

第530回 海務協議会

(1) 日時：平成27年1月15日（木）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 外国貿易船に係る「とん税（特別とん税）の二重納付事例」について
監視部：菅 上席監視官
2. 出港前報告制度に係る「積荷情報の訂正等」について
監視部：菅 上席監視官
3. 「平成25事務年度の関税及び内国消費税脱税事件に係る犯則調査結果」について
監視部：佐々木 統括監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 平成27年 3月 11日（水）開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp>（横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp>（日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/>（日本関税協会横浜支部）

1. 外国貿易船に係る「とん税（特別とん税）の二重納付事例」について

先般、当管内の署所にて「とん税等の二重納付」が発生しました。概要については以下の通りです。

<概要>

- ① そもそも、NACCS 上に当該外国貿易船に係る「船舶基本情報」が「2 件」存在していた。
※信号符字（コールサイン）が、「AB-1234（ハイフン有り）」と「AB1234（ハイフン無し）」の 2 件が存在（船舶国籍証書及び国際トン数証書上の信号符字は『ハイフン有り』）
- ② 当該外国貿易船の入港手続きを担当する船舶代理店は、事前情報として「ハイフン無し」の信号符字を入手しており、これにより NACCS 上の船舶基本情報を照会し、「当該港におけるとん税等の一時納付情報が無い」ことを確認した。
※実は、「ハイフン有り」の船舶基本情報に、当該港におけるとん税等の一時納付情報が存在していた
- ③ 当該外国貿易船入港後、船舶代理店は、入港手続きに併せ NACCS にてとん税等の納付申告（都度納付）を行った。
※納付方法について、「オンライン・リアルタイム口座（口座振替方式）」が選択（申告、即納付処理）されたため、削除等の処理が行えず「誤（二重）納付」となった

NACCS に船舶基本情報を登録する際は、「船舶基本情報登録（VBX 業務）」にて行うこととなりますが、「船舶コード欄」入力方法は以下の通りです。

<VBX 業務：「船舶コード欄」の入力方法（NACCS 事務処理要領より抜粋）>

本船運航者等が船舶基本情報をシステムに登録する場合は、船舶国籍証書等の記載内容に基づき、

- ・船舶の信号符字（コールサイン）を必須入力する
- ・信号符字を持たない船舶の場合は、船舶番号を必須入力する
- ・信号符字及び船舶番号を持たない漁船の場合は、漁船登録番号の先頭に「@」を付して「-（ハイフン）」を除いて必須入力する

<本ケースにおける是正（不要な船舶基本情報の削除等）方法（NACCS 事務処理要領より抜粋）>

- ① 不要な船舶コードに係る船舶基本情報に「有効なとん税等の一時納付情報」が紐付いているため、まずはこれを削除する必要があり、そのため本船運航者等が「NACCS 登録情報変更願」に、訂正前の（不要な）船舶コード、訂正後の（有効な）船舶コード、船舶名、純トン数及びとん税等の一時納付情報の削除（移行）が必要な理由等を記載のうえ、税関に提出する。
- ② 税関にて、提出された「NACCS 登録情報変更願」に基づき、不要な船舶コードに係る船舶基本情報に紐付く「有効なとん税等の一時納付情報」を一旦削除し、有効な船舶コードに係る船舶基本情報に移行する。
- ③ 不要な船舶コードに係る船舶基本情報に「有効なとん税等の一時納付情報」がなくなった後に、当該船舶基本情報を本船運航者等が「船舶基本情報訂正（VBY 業務）」にて削除する。
なお、船舶基本情報が削除されたときは、当該船舶に係る船舶運航情報、乗組員情報、旅客情報及び船用品情報が併せて削除される。

一つの外国貿易船に対し NACCS 上に複数の船舶基本情報が存在することを把握した場合には、速やかに税関にご連絡いただくとともに、対処方法についてご相談願います。

積荷情報の訂正等について

(平成26年11月作成)

積荷情報について、

- ① 報告した積荷情報の内容に変更（運送契約の変更を含む。）が生じた場合
- ② 積載する船舶の変更（トランシップを含む。）を行った場合
- ③ 不一致情報が出力された場合
- ④ 税関から報告内容の訂正等の要請を受けた場合

の訂正等にかかる具体的な対応は、以下のとおりです。

なお、サービスプロバイダー経由で報告されている場合には、サービスプロバイダーのシステムにより対応方法が異なることがありますので、ご利用のサービスプロバイダーにお問い合わせください。

○ 報告者の皆様へのお願い

不適切な報告がある場合や税関からの指示に対して適切な対応が図られなかった場合には、以下の方法で税関から連絡し、回答を求めることがあります。税関から連絡を受けた場合には、速やかに内容を確認してください。

- ① サービスプロバイダー経由の報告者の場合
申請者IDシステムに登録されている連絡先メールアドレス宛に通知を行います。
- ② 上記①以外の報告者（NACCS利用者）の場合
情報伝達（MSA）業務を利用して、報告者の利用者ID宛に通知を行います。

積荷情報の訂正等について

積荷情報の訂正等にかかる具体的な対応にあたっては、下記の表を参考にしてください。

○ オーシャン（マスター）B/Lに基づく積荷情報の訂正

	ATD前	ATD後	
		税関からの 事前通知あり	税関からの 事前通知なし
B/L番号の訂正	1. (1)イ	1. (1)ロ	
船舶情報の訂正	1. (2)イ	1. (2)ロ	
上記以外の項目 の訂正	1. (3)イ	1. (3)ロ	訂正不可

○ ハウスB/Lに基づく積荷情報の訂正

	ATD前		ATD後	
	ハウスB/L報告 完了報告実施前	ハウスB/L報告 完了報告実施後	税関からの 事前通知あり	税関からの 事前通知なし
ハウスB/L番号 の訂正	2. (1)イ①	2. (1)イ②	2. (1)ロ	
マスターB/L番号 の訂正	2. (2)イ①	2. (2)イ②	2. (2)ロ	訂正不可
船舶情報の訂正	2. (3)イ		2. (3)ロ	
上記以外の項目 の訂正	2. (4)イ		2. (4)ロ	訂正不可

積荷情報の訂正等について

1. オーシャン（マスター）B/Lに基づく積荷情報の訂正

(1) B/L番号（オーシャンB/L番号又はマスターB/L番号）の訂正

イ. 出港日時報告（ATD）業務実施前

出港前報告訂正（CMR）業務において、処理区分コード欄で「1」（削除）を選択し、訂正前の積荷情報を削除した後、出港前報告（AMR）業務において、処理区分コード欄で「9」（新規登録）を選択して、正しいB/L番号の積荷情報を改めて報告してください。

ロ. 出港日時報告（ATD）業務実施後

出港前報告訂正（CMR）業務において、処理区分コード欄で「2」（追加）を選択し、正しいB/L番号で再報告をしてください。

(2) 船舶情報（船舶コード、船会社コード、航海番号、船積港コード及び船積港枝番）の訂正

イ. 訂正後の船舶情報に関する出港日時報告（ATD）業務実施前

訂正前の積荷情報の削除を行うことなく、出港前報告（AMR）業務において、処理区分コード欄で「9」（新規登録）を選択し、正しい船舶情報の積荷情報を再報告してください。この場合、再報告された内容が上書きされます。

ロ. 訂正後の船舶情報に関する出港日時報告（ATD）業務実施後

訂正前の積荷情報の削除を行うことなく、出港前報告訂正（CMR）業務において、処理区分コード欄で「2」（追加）を選択し、正しい船舶情報の積荷情報を再報告してください。この場合、再報告された内容が上書きされます。

積荷情報の訂正等について

(3) 上記(1)及び(2)以外の項目の訂正

イ. 出港日時報告(ATD)業務実施前

出港前報告訂正(CMR)業務において、処理区分コード欄で「5」(訂正)を選択し、必要な項目の訂正をしてください。

ロ. 出港日時報告(ATD)業務実施後

税関からの事前通知を受けている場合には、出港前報告訂正(CMR)業務において、処理区分コード欄で「5」(訂正)を選択し、税関からの指示に基づく訂正をしてください。

なお、税関からの事前通知を受けていない場合には、訂正をすることができませんので、後続業務である「積荷目録情報登録(MFR)」業務において、正しい内容を登録してください。

※ 税関は、リスク分析の結果、必要と判断した場合に事前通知を実施しており、報告者から報告した積荷情報の訂正等を可能となるよう事前通知の実施を要請されたとしても、事前通知を実施することはありません。

積荷情報の訂正等について

2. ハウスB/Lに基づく積荷情報の訂正

(1) ハウスB/L番号の訂正

イ. 出港日時報告（ATD）業務実施前

① ハウスB/L報告完了報告実施前

出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）業務において、処理区分コード欄で「1」（削除）を選択し、訂正前の積荷情報を削除した後、出港前報告（ハウスB/L）（AHR）業務において、処理区分コード欄で「9」（新規登録）を選択して、正しいハウスB/L番号の積荷情報を再報告してください。

② ハウスB/L報告完了報告実施後

出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）業務において、処理区分コード欄で「1」（削除）を選択し、訂正前の積荷情報を削除した後、出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）業務において、処理区分コード欄で「2」（追加）を選択して、正しいハウスB/L番号の積荷情報を再報告してください。

ロ. 出港日時報告（ATD）業務実施後

出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）業務において、処理区分コード欄で「2」（追加）を選択し、正しいハウスB/L番号の積荷情報を再報告してください。

積荷情報の訂正等について

(2) マスターB/L番号の訂正

イ. 出港日時報告 (A T D) 業務実施前

① ハウスB/L報告完了報告実施前

出港前報告訂正 (ハウスB/L) (CHR) 業務において、処理区分コード欄で「1」(削除)を選択し、訂正前の積荷情報を削除した後、出港前報告 (ハウスB/L) (AHR) 業務において、処理区分コード欄で「9」(新規登録)を選択して、正しいマスターB/L番号の積荷情報を再報告してください。

② ハウスB/L報告完了報告実施後

出港前報告訂正 (ハウスB/L) (CHR) 業務において、処理区分コード欄で「1」(削除)を選択し、訂正前の積荷情報を削除した後、出港前報告訂正 (ハウスB/L) (CHR) 業務において、処理区分コード欄で「2」(追加)を選択して、正しいマスターB/L番号の積荷情報を再報告してください。

ロ. 出港日時報告 (A T D) 業務実施後

税関からの事前通知を受けている場合には、出港前報告訂正 (ハウスB/L) (CHR) 業務において、処理区分コード欄で「1」(削除)を選択し、訂正前の積荷情報を削除した後、出港前報告訂正 (ハウスB/L) (CHR) 業務において、処理区分コード欄で「2」(追加)を選択して、正しいマスターB/L番号の積荷情報を再報告してください。

なお、税関からの事前通知を受けていない場合には、訂正をすることができませんので、後続業務である「混載貨物情報登録 (NVC01)」業務において、正しい内容を登録してください。

※ マスターB/L番号のほか船舶情報の訂正も併せて行う必要がある場合には、後記2-(3)を参照してください。

※ 税関は、リスク分析の結果、必要と判断した場合に事前通知を実施しており、報告者から報告した積荷情報の訂正等を可能となるよう事前通知の実施を要請されたとしても、事前通知を実施することはありません。

積荷情報の訂正等について

(3) 船舶情報（船舶コード、船会社コード、航海番号、船積港コード及び船積港枝番）の訂正

イ. 訂正後の船舶情報に関する出港日時報告（A T D）業務実施前

訂正前の積荷情報の削除を行うことなく、出港前報告（ハウスB/L）（A H R）業務において、処理区分コード欄で「9」（新規登録）を選択し、正しい船舶情報の積荷情報を再報告してください。この場合、再報告された内容が上書きされます。

ロ. 訂正後の船舶情報に関する出港日時報告（A T D）業務実施後

訂正前の積荷情報の削除を行うことなく、出港前報告訂正（ハウスB/L）（C H R）業務において、処理区分コード欄で「2」（追加）を選択し、正しい船舶情報の積荷情報を再報告してください。この場合、再報告された内容が上書きされます。

(4) 上記（1）～（3）以外の項目の訂正

イ. 出港日時報告（A T D）業務実施前

出港前報告訂正（ハウスB/L）（C H R）業務において、処理区分コード欄で「5」（訂正）を選択し、必要な項目の訂正をしてください。

ロ. 出港日時報告（A T D）業務実施後

税関からの事前通知を受けている場合には、出港前報告訂正（ハウスB/L）（C H R）業務において、処理区分コード欄で「5」（訂正）を選択し、税関からの指示に基づく訂正をしてください。

なお、税関からの事前通知を受けていない場合には、訂正をすることができませんので、後続業務である「混載貨物情報登録（N V C O 1）」業務において、正しい内容を登録してください。

※ 税関は、リスク分析の結果、必要と判断した場合に事前通知を実施しており、報告者から報告した積荷情報の訂正等を可能となるよう事前通知の実施を要請されたとしても、事前通知を実施することはありません。

報道発表

平成26年11月7日
財務省

平成25事務年度の関税及び内国消費税脱税事件に係る犯則調査結果をまとめました

● 航空機旅客による携帯密輸事件を多数処分

財務省は、平成25事務年度(平成25年7月から平成26年6月までの1年間)に、全国の税関が輸入品に対する関税及び内国消費税^(注1)(以下「関税等」という。)の脱税事件に対して行った犯則調査の結果(【別添1参照】)をまとめましたのでお知らせします。

1. 関税等の脱税事件に対して行った犯則調査の結果、平成25事務年度に処分(検察官への告発^(注2)又は税関長による通告処分^(注3))を行った件数は133件でした。
2. このうち、航空機旅客による携帯密輸事件は118件(前年度比46%増)と過去10年で最高を記録し、全体の約9割を占めました。また、その仕出地を見ると約6割が韓国からのものでした。
3. 平成25事務年度に処分した事件に係る関税等の脱税額は、総額で約4億3千万円となりました。
4. 主な処分事例としては、婦人用革靴の原産地を偽り、本来、関税が有税であるにもかかわらず、無税であると税関に虚偽の申告をして輸入した関税等の脱税事件や、金やたばこを携帯品等に隠匿して輸入しようとした内国消費税の脱税事件等がありました。

(注1)内国消費税：輸入貨物に課される消費税、酒税、たばこ税等の間接税をいいます。

(注2)告 発：犯則調査の結果、その情状が懲役刑に相当するとき、又は以下に示す通告処分を履行する資力がないうき等に、検察官に告発し、刑事手続に移行するものです。

(注3)通告処分：犯則調査の結果、その情状が罰金刑に相当するとき、税関長がその罰金に相当する金額の納付を求める行政処分です。なお、犯則者がこれに応じないときは検察官に告発することになります。

【別添1】犯則調査の状況等【別添2】犯則調査トピックス[PDF: 232kb] 

問い合わせ先

財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111
直通 03-3581-4158
関税政策専門官 野中^(のなか)(内線)5389



ツイート 0

0

いいね! 0

犯則調査の状況等

【別添1】

犯則調査の状況等

	平成25事務年度		対前年度比	平成24事務年度	
	着手件数	処分量			
着手件数	129件		101%	128件	
処分量		133件	125%	106件	
	告発件数	4件	133%	3件	
	通告件数	129件	125%	103件	
脱税額	総額	関税	3億5,047万円	49%	7億1,428万円
		内国消費税	8,373万円	180%	4,653万円
		計	4億3,420万円	57%	7億6,081万円
	告発分	関税	3億4,042万円	48%	7億920万円
		内国消費税	5,492万円	185%	2,968万円
		計	3億9,534万円	54%	7億3,887万円

(注)1. 処分量には、平成25事務年度以前に着手し、当該事務年度に処分したものも含まれます。

2. 脱税額の合計は、端数処理のため数値が合わないことがあります。

関税脱税事件の事例

1. 犯則疑者Aは、婦人用革靴を輸入するにあたり、その原産地をカンボジアと偽り、本来、関税が有税であるにもかかわらず、無税であると税関に虚偽の申告をして関税等を不正に免れていました。(【別添2】トピックス参照)
2. 犯則疑者Bは、中国から衣料品を輸入するにあたり、その価格を低価に偽り、関税等を不正に免れていました。

内国消費税脱税事件の事例

3. 犯則疑者Cらは、入国に際し、免税袋やショルダーバッグ等に約64kgの金地金を分散隠匿し、これを申告しないで、消費税等を不正に免れようとした。

4. 犯則疑者Dは、入国に際し、段ボール箱等に約4万本の紙巻きたばこを隠匿し、これを申告しないで、たばこ税等を不正に免れようとしていました。

(参考)犯則調査の目的と方法

調査の目的

犯則調査は、輸入事後調査とは別に、不正な手段により故意に関税等を免れた納税義務者(輸入者)に対して、不足税額を課すほかに、そうした反社会的行為(犯罪行為)に対して刑事責任を追及するため、犯罪捜査に準ずる方法でその事実の解明を行う調査です。

関税等の脱税事件に係る犯則調査は、大口・悪質な脱税者の刑事責任を追及し、適正かつ公平な課税を実現するという重要な使命を担っています。

調査の方法

犯則調査は、関税法又は国税犯則取締法の規定に基づき、犯則疑者又は参考人に対して、任意で出頭を求め、質問し、所持する物件などを検査するほか、必要があれば、裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索、差押といった強制調査を行い、事実の解明を行います。

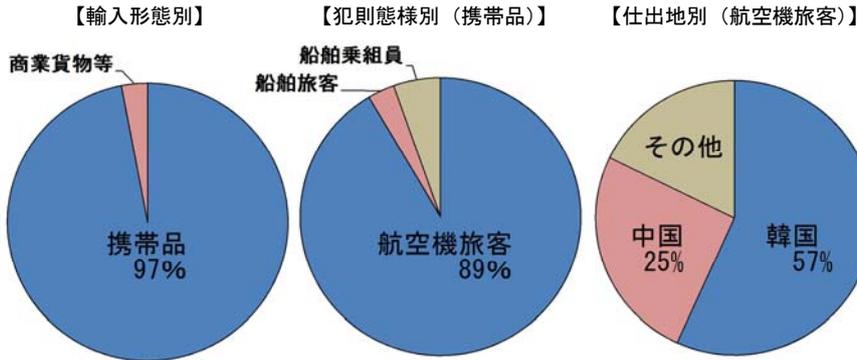
なお、調査の結果、不正な手段により故意に関税等を免れたもの(犯則)であるとの心証を得たときは、税関長による通告処分又は検察官への告発を行うこととなります。

犯則調査トピックス

韓国来航空機旅客による携帯密輸事件を多数処分

- 処分した事件を輸入形態別・犯則態様別にみると、航空機旅客の携帯密輸事件は118件（前年度比46%増）と過去10年で最高を記録し、全体（133件）の約9割を占めました。
- 航空機旅客の携帯密輸事件を仕出地別にみると、韓国からのものが67件と全体（118件）の約6割を占め、次いで中国からのものが30件でした。また、韓国からのものを品目別にみて件数が多いのは、たばこ、化粧品、バッグ類でした。

（参考1）処分した事件の内訳

（参考2）韓国来航空機旅客による密輸品
（上位5品目）

品目	韓国		全体
	件数	割合	
たばこ	26件	22%	70件
化粧品	12件	10%	12件
バッグ類	11件	9%	15件
金	5件	4%	8件
時計	1件	1%	2件

（注）1事件で、複数の品目があった場合は、主たる品目に計上。

原産地を偽った高額脱税事件を告発

- 原産地を偽った脱税事件としては過去10年で最高となる高額脱税事件を告発しました。

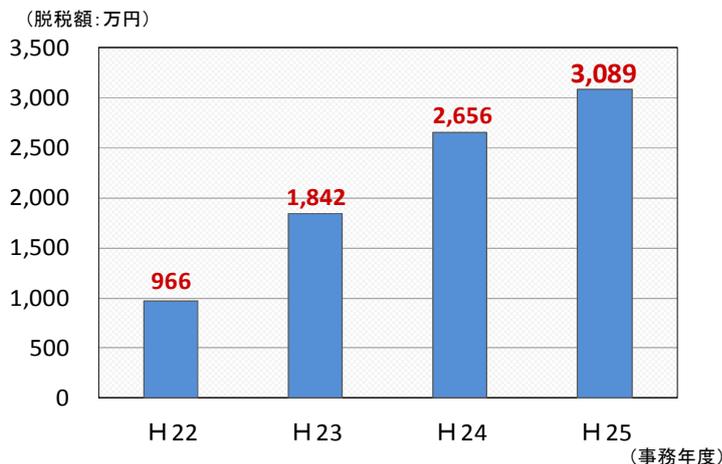
神戸税関は、平成26年3月、原産地認定のルール上、中国や日本で製造した靴の部分品を使用してカンボジアで製造した靴は、カンボジア原産とは認められないにもかかわらず、同国原産である旨の虚偽の輸入申告を71回にわたり行い、“約2億3千万円”もの関税等を免れた法人及びその代表1名を告発しました。

航空機旅客による金の携帯密輸が増加傾向

- 過去4年間における金の密輸事件に係る脱税額の推移をみると、約1千万円から約3千万円と約3倍に増加しており、金の携帯密輸が増加傾向にあります。
- 密輸に係る金はその大部分が金地金で、全て航空機旅客が携帯品や身辺に隠匿する手口で密輸しようとしたものです。

（参考3）金の密輸事件に係る脱税額の推移

（写真）免税袋等に分散隠匿していた約64kgの金地金



報道発表

平成26年11月7日
財務省

平成25事務年度の関税及び内国消費税脱税事件に係る犯則調査結果をまとめました

● 航空機旅客による携帯密輸事件を多数処分

財務省は、平成25事務年度(平成25年7月から平成26年6月までの1年間)に、全国の税関が輸入品に対する関税及び内国消費税^(注1)(以下「関税等」という。)の脱税事件に対して行った犯則調査の結果(【別添1参照】)をまとめましたのでお知らせします。

1. 関税等の脱税事件に対して行った犯則調査の結果、平成25事務年度に処分(検察官への告発^(注2)又は税関長による通告処分^(注3))を行った件数は133件でした。
2. このうち、航空機旅客による携帯密輸事件は118件(前年度比46%増)と過去10年で最高を記録し、全体の約9割を占めました。また、その仕出地を見ると約6割が韓国からのものでした。
3. 平成25事務年度に処分した事件に係る関税等の脱税額は、総額で約4億3千万円となりました。
4. 主な処分事例としては、婦人用革靴の原産地を偽り、本来、関税が有税であるにもかかわらず、無税であると税関に虚偽の申告をして輸入した関税等の脱税事件や、金やたばこを携帯品等に隠匿して輸入しようとした内国消費税の脱税事件等がありました。

(注1)内国消費税：輸入貨物に課される消費税、酒税、たばこ税等の間接税をいいます。

(注2)告 発：犯則調査の結果、その情状が懲役刑に相当するとき、又は以下に示す通告処分を履行する資力がないうき等に、検察官に告発し、刑事手続に移行するものです。

(注3)通告処分：犯則調査の結果、その情状が罰金刑に相当するときに、税関長がその罰金に相当する金額の納付を求める行政処分です。なお、犯則者がこれに応じないときは検察官に告発することになります。

【別添1】犯則調査の状況等

【別添2】犯則調査トピックス[PDF:232kb]

問い合わせ先

財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111
直通 03-3581-4158
関税政策専門官 野中^(のなか)(内線)5389



ツイート 0

0

いいね! 0

犯則調査の状況等

【別添1】

犯則調査の状況等

	平成25事務年度		対前年度比	平成24事務年度	
	着手件数	処分量			
着手件数	129件	101%	128件		
処分量	133件	125%	106件		
告発件数	4件	133%	3件		
通告件数	129件	125%	103件		
脱税額	総額	関税	3億5,047万円	49%	7億1,428万円
		内国消費税	8,373万円	180%	4,653万円
		計	4億3,420万円	57%	7億6,081万円
	告発分	関税	3億4,042万円	48%	7億920万円
		内国消費税	5,492万円	185%	2,968万円
		計	3億9,534万円	54%	7億3,887万円

(注)1.処分量には、平成25事務年度以前に着手し、当該事務年度に処分したものも含まれます。

2.脱税額の合計は、端数処理のため数値が合わないことがあります。

関税脱税事件の事例

1. 犯則嫌疑者Aは、婦人用革靴を輸入するにあたり、その原産地をカンボジアと偽り、本来、関税が有税であるにもかかわらず、無税であると税関に虚偽の申告をして関税等を不正に免れていました。(【別添2】トピックス参照)
2. 犯則嫌疑者Bは、中国から衣料品を輸入するにあたり、その価格を低価に偽り、関税等を不正に免れていました。

内国消費税脱税事件の事例

3. 犯則嫌疑者Cらは、入国に際し、免税袋やショルダーバッグ等に約64kgの金地金を分散隠匿し、これを申告しないで、消費税等を不正に免れようとしていました。

4. 犯則疑者Dは、入国に際し、段ボール箱等に約4万本の紙巻きたばこを隠匿し、これを申告しないで、たばこ税等を不正に免れようとしていました。

(参考)犯則調査の目的と方法

調査の目的

犯則調査は、輸入事後調査とは別に、不正な手段により故意に関税等を免れた納税義務者(輸入者)に対して、不足税額を課すほかに、そうした反社会的行為(犯罪行為)に対して刑事責任を追及するため、犯罪捜査に準ずる方法でその事実の解明を行う調査です。

関税等の脱税事件に係る犯則調査は、大口・悪質な脱税者の刑事責任を追及し、適正かつ公平な課税を実現するという重要な使命を担っています。

調査の方法

犯則調査は、関税法又は国税犯則取締法の規定に基づき、犯則疑者又は参考人に対して、任意で出頭を求め、質問し、所持する物件などを検査するほか、必要があれば、裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索、差押といった強制調査を行い、事実の解明を行います。

なお、調査の結果、不正な手段により故意に関税等を免れたもの(犯則)であるとの心証を得たときは、税関長による通告処分又は検察官への告発を行うこととなります。

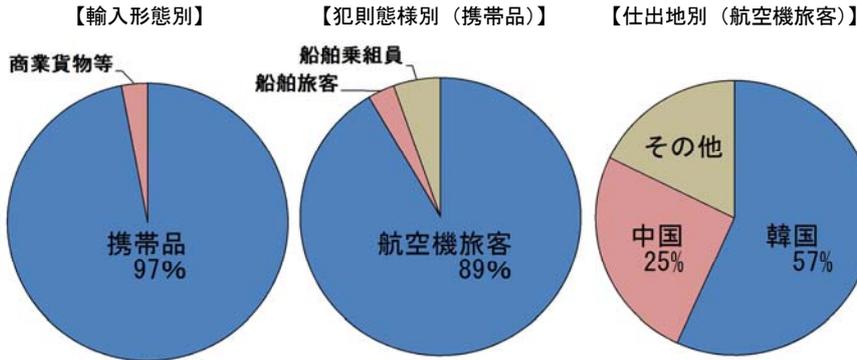
犯則調査トピックス

韓国来航空機旅客による携帯密輸事件を多数処分

- 処分した事件を輸入形態別・犯則態様別にみると、航空機旅客の携帯密輸事件は118件（前年度比46%増）と過去10年で最高を記録し、全体（133件）の約9割を占めました。
- 航空機旅客の携帯密輸事件を仕出地別にみると、韓国からのものが67件と全体（118件）の約6割を占め、次いで中国からのものが30件でした。また、韓国からのものを品目別にみて件数が多いのは、たばこ、化粧品、バッグ類でした。

（参考1）処分した事件の内訳

（参考2）韓国来航空機旅客による密輸品
（上位5品目）



品目	韓国		全体
	件数	割合	
たばこ	26件	22%	70件
化粧品	12件	10%	12件
バッグ類	11件	9%	15件
金	5件	4%	8件
時計	1件	1%	2件

（注）1事件で、複数の品目があった場合は、主たる品目に計上。

原産地を偽った高額脱税事件を告発

- 原産地を偽った脱税事件としては過去10年で最高となる高額脱税事件を告発しました。

神戸税関は、平成26年3月、原産地認定のルール上、中国や日本で製造した靴の部分品を使用してカンボジアで製造した靴は、カンボジア原産とは認められないにもかかわらず、同国原産である旨の虚偽の輸入申告を71回にわたり行い、“約2億3千万円”もの関税等を免れた法人及びその代表1名を告発しました。

航空機旅客による金の携帯密輸が増加傾向

- 過去4年間における金の密輸事件に係る脱税額の推移をみると、約1千万円から約3千万円と約3倍に増加しており、金の携帯密輸が増加傾向にあります。
- 密輸に係る金はその大部分が金地金で、全て航空機旅客が携帯品や身辺に隠匿する手口で密輸しようとしたものです。

（参考3）金の密輸事件に係る脱税額の推移

（写真）免税袋等に分散隠匿していた約64kgの金地金

